

由布市自動販売機設置事業者募集要項

この公募に参加を希望される方は、法令、由布市の条例、規則、規程及びこの募集要項によるとともに、現地を確認し、現状等を承知されたうえでお申込みください。

1 公募物件

- 自動販売機設置施設は、施設別特別仕様書及び使用物件一覧表のとおり
詳細は、基本仕様書、施設別特別仕様書及び使用物件一覧表のとおり
- 使用物件一覧表に記載されているグループごとに選考し、グループごとに1者の設置事業者を決定します。複数のグループの公募に参加することができます。

2 公募参加資格

公募に参加できるのは、次の条件を満たす方です。

- (1) 市町村税を滞納していない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがされている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。）第2条第2項、同条第6項に規定する者。
- (5) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力がある者。

3 質問及び回答

自動販売機設置の仕様について疑義がある場合には、本市に対して説明を求めることができます。

① 受付期間	令和5年1月25日（水曜日）から令和5年2月8日（水曜日）まで 午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）
② 提出方法	指定の書式「質問書」により、持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください。電話や口頭等による質問は受け付けません。 なお、参加資格審査、選考への質問は受け付けません。
③ あて先	由布市財政課財産管理係 FAX：097-582-3971 E-mail：zaisei@city.yufu.lg.jp
④ 質問及び回答	由布市公式ホームページに掲載します。（質問者名は掲載しません。） 最終回答日時 令和5年2月10日（金曜日）午後5時
⑤ その他	質問への回答内容は、この募集要項及び仕様書と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認してください。選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

4 現地確認

現地説明会は行いません。機種によって商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、事前に設置場所の確認を行ってください。設置場所の確認を行う場合は、施設別特別仕様書に記載の「施設所管課」に事前に連絡のうえ行ってください。

本募集要項、基本仕様書及び施設別特別仕様書と現況が違う場合、現況が優先するものとします。

5 自動販売機納付金及び設置業者の選考方法について

使用物件一覧表に記載のグループごとに、自動販売機納付金料率（以下「納付金料率」という。）の見積りをしてください。グループごとに市が予定する最低納付金料率以上で納付金料率の見積りをした者の中から、見積もった納付金料率の最も高い者を設置事業者として決定します。

設置の許可に係る使用料及び電気代相当額については別途徴しますので、自動販売機納付金には含めないでください。

＜自動販売機納付金とは＞

自動販売機納付金は、物件番号内の各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に自動販売機納付金料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額です。

6 見積書

- 1 見積りは、所定の見積書を使用してください。
- 2 見積書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル及び文字が消せるタイプのボールペン等は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、納付金料率の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を使用し、小数第一位まで記載してください。
- 5 1者が複数のグループに参加することができます。
- 6 参加者は、その郵送した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 7 前各項に違反する見積り及び次のいずれかに該当する見積りは、無効とします。
 - （1）参加資格のない者のした見積り
 - （2）最低納付金料率に達しない納付金料率を記載した見積り
 - （3）納付金料率を改ざんし、又は訂正した見積り（訂正印を押印していても無効になります）
 - （4）記入事項を判読できない見積り
 - （5）見積り事項の一部又は全部が記入されていない見積り
 - （6）記名押印のない見積り
 - （7）同一のグループに、同一者が2通以上の見積書を提出した見積り（代理人によるものも含む。）
 - （8）受付期間内に到達しなかった見積り
 - （9）書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り

- (10) 二重封筒により提出されなかった見積り
- (11) 中封筒に封印がされていない見積り
- (12) その他見積りの条件に違反した見積り

7 応募申込書及び見積書の提出（郵送又は持参方式）

提出方法	書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参方式 ※ 普通郵便による提出は無効となります。 ※ 郵送又は持参した見積書の書換え、引換え又は撤回はできません。
受付期間	令和5年2月15日(水曜日)から令和5年2月22日(水曜日) 午後5時必着 ※ 直接持参される場合は、由布市財政課財産管理係（由布市役所本庁舎本館2階）までお越しください。受付時間は、閉庁日を除く、午前8時半から午後5時までです。 ※ 期間後到着の郵送提出は無効となります。 ※ 到着確認の問い合わせにはお答えできません。
提出先	〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市財政課財産管理係（由布市役所本庁舎本館2階）
提出書類等	(1) 応募申込書（複数のグループに応募する場合は、応募するグループごとに提出） (2) 販売を行うとする清涼飲料水等の品目リスト (3) 設置予定の自動販売機の寸法が分かる資料と外観カラー写真（2面以上。カタログの写しでも可） (4) 法人登記簿謄本、または住民票謄本（写しでも可） (5) 市町村税の完納証明書（申込日より3ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可）ただし、市町村税を納付する義務がない者については、完納証明書は不要。 (6) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書。写しでも可） (7) 誓約書 (8) 見積書 ア 記載方法は、「見積書」の様式をご参照ください。自動販売機納付金料率を記入した見積書のみ提出してください。 イ 見積書に必要事項を記入・押印し、中封筒に入れ封印してください。見積書及び封印に使用する印鑑は、印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の印鑑と同一のものです。 ウ 中封筒には次の事項を記入してください。 ① 参加者名 ② 所在地 ③ 連絡先電話番号 ④ 担当者名 ⑤ 件名：由布市自動販売機設置事業者募集 ⑥ グループ名 ⑦ 開札日及び見積書在中 ※③連絡先電話番号 及び ④担当者名については、見積書提出にあたってのご担当者を確認するものです。 ※⑥グループ名については、見積もるグループを記載してください。

注 意 事 項	【封入の際の注意事項】 ① 見積書は中封筒に入れ封印し、中封筒と(1)～(7)を外封筒に入れる。 ② 複数のグループに応募する場合、(2)～(7)は各1部の提出でも可。 ② 外封筒表側に「開札日、由布市自動販売機設置事業者募集、見積書在中」の旨を朱書きする。 ③ 外封筒裏側左下部に参加者名を記載する。 ④ 書留又は簡易書留郵便により郵送、あるいは持参する。 【見積りの無効について】 以下のような見積りは無効となりますのでご注意ください。 ① 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り ② 二重封筒により提出されなかった見積り ③ 中封筒に封印がされていない見積り
---------	--

8 見積りの辞退

- 1 見積書の提出後、開札前までは見積り参加を辞退することができます。
- 2 見積り参加を辞退する場合は、見積り辞退届に記名押印のうえ、由布市財政課財産管理係に見積り辞退届を直接ご提出ください。
- 3 見積り参加を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、自動販売機設置事業者決定後の設置辞退については、令和5年3月31日までの間に実施される自動販売機設置事業者の公募に参加できません。

受 付 期 間	令和5年2月15日（水曜日）から令和5年2月22日（水曜日）まで 閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで ※持参以外による見積り辞退届の提出はできません。
提 出 先	由布市財政課財産管理係（由布市役所本庁舎本館2階）
必 要 書 類 等	見積り辞退届 （1）記名押印し、必ずグループ名を記載してください。 （2）使用する印は印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）と同一の印鑑を使用してください。 （3）複数のグループについて辞退する場合は、グループごとに見積り辞退届を提出してください。 （4）封印の必要はありません。

9 開札

開札会場	由布市役所本庁舎市民ホール2階 2-1会議室
開札日時	令和5年2月24日（金曜日） 午後2時開始
注意事項	（１）見積り参加者の入場は自由ですが、参加者又はその代理人以外の方は入場できません。なお、代理人の方が入場する場合は委任状が必要です。 （２）開札の結果、参加者のうち最低納付金料率以上で最高納付金料率を見積りした者を設置事業者とし、開札会場で発表します。 （３）見積り結果については、グループごとに参加者数、設置事業者名及び納付金料率を市公式ホームページに公表します。
くじの実施	（１）同率の見積りが選定事業者数以上ある場合は、開札に引き続いて、くじを引いていただき、設置事業者を決定します。 （２）参加者がくじを引かないときは、この公募事務を担当しない職員が代行します。くじにより設置事業者を決定したときは、設置事業者の見積書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

10 許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

設置事業者は、令和5年3月17日（金曜日）までに、由布市財政課財産管理係あてに行政財産使用許可申請書を提出するとともに、自動販売機設置管理協定書（以下「協定書」という。）を締結してください。

なお、屋外に設置する協定書には収入印紙（200円）が必要です。

11 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに許可申請の手続を行わなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ その他設置事業者が本市の使用許可の相手方として不適当と認められる場合

12 問い合わせ先

公募手続に関すること	由布市財政課財産管理係 電 話：097-582-1176 受付時間：午前8時半から午後5時まで（閉庁日を除く。） E-mail：zaisei@city.yufu.lg.jp
設置場所の確認に関すること	施設別特別仕様書に記載の施設所管課